

## 第9節 寝台料金

(寝台料金、設備名称及び設備定員)

第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) A寝台料金（1人当りの料金とする。）

1夜につき1個	個室：(シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	13,980円
	特別個室(R)：(カシオペアデラックス)	18,000円
	特別個室(S)：(スイート、カシオペアスイート)	26,710円

(2) B寝台料金（1人当りの料金とする。）

1夜につき1個	個室：(ソロ)	6,600円
	個室(SI及びSRT)：(シングル、サンライズツイン)	7,700円
	個室(ST)：(シングルツイン)	9,600円

(3) 寝台個室の補助寝台料金（1人当りの料金とする。）

イ 第1号に規定する個室及び特別個室(R)の補助寝台料金

1夜につき1個 9,990円

ロ 第1号に規定する特別個室(S)の補助寝台料金

1夜につき1個 13,980円

ハ 第2号に規定する個室(ST)の補助寝台料金

1夜につき1個 5,500円

(4) 寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。

2 寝台個室の名称、設備定員については、次のとおりとする。ただし、カシオペアコンパートの発売方については、別に定めるところによる。

(1) A寝台個室

	設備定員	補助寝台使用時の設備定員
シングルデラックス	1	2
カシオペアコンパート	1	2
カシオペアツイン	2	3
カシオペアデラックス	2	3
カシオペアスイート	2	3

(2) B寝台個室

	設備定員	補助寝台使用時の設備定員
ソロ	1	—
シングル	1	—
サンライズツイン	2	—
シングルツイン	1	2

第 137 条 削除

(団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金)

第 138 条 団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

2 前項の規定により旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対する寝台料金を収受する場合、その旅客運賃収受人員と寝台車の寝台設備定員（寝台車室の合造車を全車使用するものにあつては、各車室の合計寝台設備定員。以下この項において同じ。）とに差異があるときは、次の各号によって寝台料金を収受する。

(1) 旅客運賃収受人員が寝台設備定員に満たないときは、当該寝台車の寝台設備のうち、寝台料金の高額な寝台設備からこれに充当するものとして寝台料金を計算する。

(2) 旅客運賃収受人員が寝台設備定員を超えるときは、その超過人員に対する寝台料金は、当該寝台車の寝台設備のうち寝台料金の最も低額なものによって計算する。